

平成25年（ワ）第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤行雄 外19名

被告 東京電力株式会社，国

第3準備書面

（被告東京電力の答弁書に対する反論）

2013（平成25）年7月12日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信

外

被告東電の答弁書第4「被告東電の原賠法に基づく原子力損害賠償について」における主張に対し、原告らは、以下のとおり反論する。

記

- 1 原告らは、訴状において、本件事故に対する被告東電の法的責任を追及する根拠として、原賠法3条1項の他に民法717条1項及び民法709条が適用されるべ

きことを主張している（訴状94乃至102頁，第5章第2及び第3、148頁乃至149頁，第9章）。

これに対し，被告東電は，「原賠法3条1項は・・・原子力事業者に無過失責任を定めるものであり，民法上の不法行為法に関する特別法として位置付けられる」として，「本件審理は，被告東電の賠償責任に関し，原賠法3条1項に基づき，本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである」旨を主張する。

2 しかしながら，被告東電の前記主張は，以下の理由から失当である。

（1）本件事故に関し被告東電の「故意又は過失」を明らかにする必要があること

不法行為においては，その成立要件である「故意又は過失」の有無及び程度（悪質性の程度，注意義務違反の程度）が損害額の評価に影響を及ぼすことになる。

この点，訴状（50頁以下，第3章、129頁以下，第8章）で詳細に述べたとおり、本件における原告らの被害の範囲は広範でその内容也多岐に渡ることから，その損害額、特に慰謝料額を適切に評価・算定するに当たっては，加害者である被告東電の故意・過失の有無や程度に関する立証が不可欠であって，被告東電の主張するような「本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して」手続を進めれば事足りるような話ではない。

（2）原賠法は民法規定の適用を排除していないこと

また，そもそも原賠法自体は，民法上の不法行為に関する規定の適用を排除する旨の規定を設けておらず，同法の趣旨から考えても民法規定の適用を排斥するものではない。

すなわち原賠法上の無過失責任規定（3条1項）は，「被害者の保護」（1条）の見地から民法上の不法行為責任（民法709条）に関する過失の立証負担を軽減するものであり，その限りで特別規定とすることができる。しかし，加害者の故意又は過失の立証が十分可能な場合に，被害者側の判断で民法上の不法行為責任を追及するとの選択まで否定するというのは，原賠法の目的である被害者保護

の趣旨に反するものであって、このような解釈は許されない。

そうとすれば、原賠法3条1項の存在は、故意又は過失ある原子力事業者が不法行為責任を負う場合、被害者において立証責任を軽減された当該規定の適用を主張することもできるが、さらに民法上の不法行為規定の適用を主張・立証することを妨げるものではないと解すべきである。

- 3 以上の次第で、原告らは、本件に関する被告東電に対する責任追及の根拠として、原賠法の適用のみならず民法709条及び717条の適用をも主張するものである。

以 上